

情報提供

那医発第 603 号
令和5年2月1日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より『「令和4年度 不妊治療支援制度のご案内」の送付について』の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)
.....記.....

冲医発第 1586号
令和 5年 1月26日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里 博



「令和4年度 不妊治療支援制度のご案内」の送付について

今般、沖縄県保健医療部地域保健課長より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「令和4年度 不妊治療支援制度のご案内」の送付についての通知となっております。

沖縄県では、令和4年度は特定不妊治療費助成事業と、新たに先進医療不妊治療助成事業を開始し、不妊に悩む夫婦の支援を実施しております。

この度、令和4年度版ポスター・リーフレットが作成されましたので、別添の通り送付致します。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「令和4年度 不妊治療支援制度のご案内」の送付について

(令和5年1月16日 (保地第1166号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



保地第1166号
令和5年1月16日

各保健所長
那覇市保健所長
各市町村母子保健主管課長
各分娩取扱医療機関の長
各関係機関の長

殿

沖縄県保健医療部
地域保健課長
(公印省略)

「令和4年度 不妊治療支援制度のご案内」の送付について

平素は、本県の母子保健事業の推進にあたり、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

沖縄県では、令和4年度は特定不妊治療費助成事業と、新たに先進医療不妊治療費助成事業を開始し、不妊に悩む夫婦の支援を実施しているところであります。

この度、令和4年度版ポスター・リーフレットを作成いたしましたので、別添のとおり送付いたします。完成が遅くなり大変申し訳ございません。

同事業の趣旨をご理解いただき、支援制度の周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

沖縄県保健医療部地域保健課
母子保健班（担当：浜崎）
TEL. 098 (866) 2215

特定不妊治療費助成・先進医療不妊治療費助成 共通事項

申請期間（令和4年度対象分）

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※治療が終了した年度内で申請ください。（対象期間中の助成金交付を保証するものではありません）
 予算上限に達した場合、年度途中で受付を終了する場合がありますので、治療を終えたら早めに申請してください。

申請書類

書類名	様式の種類	発行先等	年度内 初回申請	年度内 2回目以降	備考（確認事項等）
1 特定不妊治療費助成事業/ 先進医療不妊治療費助成事業申請書	県指定様式	・指定医療機関 ・保健所	○	○	
2 戸籍謄本 (助成回数のリセットする場合及び 事実婚の方は提出が必要になります)	夫婦が同居の場合	・市町村	△(※1)	△(※1) △(※2)	法律上の夫婦であることを証明 する書類又は事実婚の場合は筆 婚でないことを証明する書類 (※) ・マイナンバーの記載のないもの ・特定不妊治療費助成の申請書が あっても、先進医療不妊治療費助 成の申請が拒否された場合は提出が 必要になります。また、2つの助成 金を同時に申請される場合でも、 それぞれに書類の提出をお願いします。
	夫婦が別居の場合		○	△(※2)	
3 住民票	夫婦が同居の場合	・市町村	○	△(※2)	
	夫婦が別居の場合		○	△(※2)	
4 特定不妊治療費助成事業/ 先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書	県指定様式	・指定医療機関	○	○	
5 特定不妊治療費助成事業/ 先進医療不妊治療費助成事業請求書	県指定様式	・指定医療機関 ・保健所	○	○	
6 債権者登録申請書	県指定様式	・指定医療機関 ・保健所	△(※3)	△(※3)	
7 振込口座通帳の写し(口座名義の表記、 カナまたはローマ字等がわかるページ)			△(※4)	△(※4)	
8 特定不妊治療/ 先進医療不妊治療に係る領収書	指定医療機関発行	・指定医療機関	○	○	先進医療不妊治療費助成に申請の方は、領収書と併せて領収書のご提出 をお願いします。
9 印鑑					請求書に押印した印鑑を持参
10 夫及び妻の所得証明書 (新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に伴う対応(年齢要 件緩和)に該当する方のみ) ※新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に伴う年齢要件の緩和は、 特定不妊治療費助成事業のみ となります。(P2参照)	児童手当用 (※児童手当用を発行して いない市町村においては、 一般に発行されている所得 証明書で可。)	・市町村	○	△(※5)	最新の内容の所得証明書 (源泉徴収とは異なります) 令和4年度(令和3年分) 所得証明書 上記の夫婦合計所得が 730万円を超える場合は 令和元年度(平成30年分) 所得証明書も可

○上記以外に必要なに応じて、追加資料の提出や、申請内容の確認をお願いすることがあります。

- (※1) 過年度に助成履歴がある場合には、省轄可。ただし、事実婚の方は省轄不可。更に、事実婚関係に属する申立書の提出が必要となります。
- (※2) 年度内の初回申請時と内容が変わらず、前回申請時に提出した戸籍謄本・住民票の発行日から3ヶ月以内の申請であれば省轄可。ただし、事実婚の方は、事実婚関係に関する申立書については毎回提出が必要です。
- (※3) 過年度に貸付履歴がある場合には、省轄可。ただし、以前に登録した住所及び金融機関・請求者等に変更がある場合は提出が必要ですので、必ずご確認ください。
- (※4) 過年度に受給履歴がある場合には、省轄可。口座内容等に変更がある場合には、提出をお願いします。
- (※5) 年度内の初回申請時と内容が変わらない場合には、省轄可。(※6) 3ヶ月以内に発行されたもの。

その他留意点

- ※申請内容・期限等に変更がある場合、沖縄県地域保健課ホームページにてお知らせいたします。
- ※領収書の原本が必要な場合は、窓口にて助成申請済印を押印の上、領収書の写しを提出していただくことで、原本をお返ししますので、その旨お伝えください。確定申告後の助成申請及び助成した金額分の確定申告は出来ませんのでご注意ください。
- ※提出いただいた領収書を基準として審査しますので、申請するまでの間、領収書は大切に保管してください。
- ※提出いただいた書類は返却できませんので、ご注意ください。

令和4年度 不妊治療支援制度のご案内

特定不妊 治療費助成

特定不妊治療(体外受精及び
顕微授精)に要した治療費の
一部を助成します。
P2、P4をご参照下さい。

先進医療 不妊治療費助成

不妊治療のうち、令和4年度
からの保険適用とならなかった
治療費の一部を助成します。
P3、P4をご参照下さい。



●申請窓口（特定不妊治療費助成・先進医療不妊治療費助成共通）

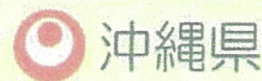
本助成に関しましては、お住まいの地域を管轄する保健所へお問い合わせください。

保健所	地域保健班(階)	所在地	電話番号 窓口対応時間
北部保健所	地域保健班(2階)	名護市中大2-13-1	☎0980-52-2704 窓口対応時間: 9:00~11:00 13:00~16:00
中部保健所	地域保健班 (2階 母子第5相談室)	沖縄市美原1-6-28 中部合同庁舎中部保健所棟	☎098-936-9883 窓口対応時間: 9:00~11:00 13:00~16:00
南部保健所	地域保健班 (1階 入口近く)	南風原町宮平212	☎098-889-6945 窓口対応時間: 9:00~11:30 13:00~16:30
宮古保健所	地域保健班 (1階相談室(階段横))	宮古島市平良 東仲宗根476	☎0980-72-8447 窓口対応時間: 9:00~11:30 13:00~16:30
八重山保健所	地域保健班(1階)	石垣市真栄里438	☎0980-82-3241 窓口対応時間: 9:30~11:30 13:00~16:30

- ※那覇市民の方は那覇市での申請となりますので、那覇市保健所地域保健課にお問い合わせください。(098-853-7962)
- ※本助成とは別に、独自の助成を実施している自治体(市町村)もありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

●制度に関するお問い合わせ

沖縄県保健医療部 地域保健課 母子保健班 098-866-2215



特定不妊治療費助成

特定不妊治療費助成事業は、令和4年4月からの保険適用に伴い、令和3年度をもって事業終了となりますが、令和4年度は保険適用移行期の経過措置として、**年度をまたぐ治療1回分**について助成制度を実施いたします。経過措置をふまえた助成要件は下記のとおりとなります。

助成要件

- ① 治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦で、医師から特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない若しくは極めて少ないと診断された方
- ② 令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに指定医療機関において助成対象となる特定不妊治療を終了した方
- ③ 夫婦のいずれか一方が沖縄県内（那覇市以外）に住所を有していること。
- ④ 治療開始時点での妻の年齢が43歳未満の夫婦

助成額

- 1回の治療につき上限30万円。
ただし、凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止した場合は、1回の上限が10万円となります。
- 手術を要する（TESE・MESA等）男性不妊治療を伴う場合、別途上限30万円。
（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は除きます）

現行制度における助成回数の上限

令和3年度までに、下記の上限回数の助成を受けた方は対象外となります。

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が	受けられる助成回数
40歳未満	43歳になるまで通算6回まで(※1)
40歳～42歳	43歳になるまで通算3回まで(※1)
43歳以上	なし

※特定不妊治療費助成事業の助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまでに受けた助成回数をリセットできます。

注) 助成回数は、他の自治体（都道府県・指定都市・中核市）での助成を含みます。

(※1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応

新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、限定的に、年齢要件を緩和します。

対象：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦については、治療期間初日の妻の年齢が44歳に到達する前日（43歳）まで、助成対象となります。

通算回数：令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の夫婦については、初回助成時の治療開始日の妻の年齢が40歳の場合においても、通算6回までの助成が受けられます。

留意点：当該年度緩和要件は令和2年3月31日時点の助成対象要件を満たす必要があります。下記の方は対象外です。

- 事実婚の方 ●夫婦の合計所得が730万円を超える方 ●助成の上限回数に達している方

特定不妊治療費助成の指定医療機関（令和4年4月1日現在）

本助成に関しましては、お住まいの地域を管轄する保健所へ申請してください。

医療法人がしまるの会 ウィメンズクリニック系数	〒900-0012 那覇市泊1-29-12	☎098-869-8395
医療法人海秀会 うえむら病院	〒901-2424 中城村字南上原803-3	☎098-895-3535
社会医療法人友愛会 友愛医療センター	〒901-0224 豊見城市与根50-5	☎098-850-3811(内線2230)
琉球大学病院 医事課	〒903-0215 西原町上原207	☎098-895-3331(内線1525)
医療法人杏月会 空の森クリニック	〒901-0406 八重瀬町字屋宜原229-1	☎098-998-0011
医療法人彩の会 やびく産婦人科・小児科	〒904-0111 北谷町字砂辺306	☎098-936-6789

※沖縄県外の医療機関についても、所在する都道府県・政令指定都市・中核市において指定を受けている場合、対象となります。

先進医療不妊治療費助成(令和4年度開始)

令和4年度から不妊治療は保険適用へと移行しましたが、一部の治療については保険適用外となったことから、沖縄県では、保険適用外となった不妊治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費を助成する事業を実施いたします。

先進医療とは

未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、有効性及び安全性を確保する観点から、医療技術ごとに一定の施設基準（医療機関の基準）を設定し、施設基準に該当する保険医療機関は、地方厚生局への届出により保険診療との併用ができることとしたもの（混合診療は全額自己負担となります）。将来的な保険導入に向けた評価が行われている治療。

助成要件

- ① 令和4年4月1日以降に不妊治療を開始し、申請時点で治療が終了していること
- ② 治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること
- ③ 夫婦のいずれか一方が沖縄県内（那覇市以外）に住所を有していること
（※那覇市に住民票がある方は那覇市が申請窓口となります）
- ④ 治療開始時点における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- ⑤ 先進医療として告示された不妊治療を実施しているとして地方厚生局へ届出をし、承認された医療機関で受けた先進医療であること

助成回数の上限

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が	受けられる助成回数
40歳未満	43歳になるまで通算6回まで
40歳～42歳	43歳になるまで通算3回まで
43歳以上	なし

※先進医療不妊治療費助成事業の助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまでに受けた助成回数をリセットすることができます。

注) 助成回数は、那覇市で受けた助成を含みます。

助成対象治療・医療機関

先進医療の治療技術と医療機関は厚生労働省の審査等を経て、適宜追加や削除がなされます。最新の情報は沖縄県地域保健課のホームページにて公開しておりますので、ご確認ください。

また、県外の医療機関に通院されている方でも、地方厚生局から先進医療の実施医療機関として承認を受けている医療機関で受けた治療であれば、助成対象となります。本事業への申請をご希望の方は、かかりつけの医療機関に先進医療の承認状況や算定開始日をご確認下さい。医療機関の算定開始日以降に実施された先進医療が助成対象となります。

沖縄県地域保健課 先進医療不妊治療費助成事業についてのホームページ



令和4年度

不妊治療支援制度のご案内

不妊・不育専門相談センター

専門相談員（医師・助産師）が無料で不妊・不育に関するご相談に対応します。
また、毎月第4金曜日に、不妊で悩む方同士で集まり、話し合える場を提供しています。

電話相談 相談日 水・木・金 13:30～16:30（年末年始、祝日は休み）

面接相談 事前に電話予約をお願いします。

メール相談 woman.h@oki-kango.or.jp まで
場所：沖縄県看護研修センター内（南風原町字新川272-17）

電話相談
面接予約共通

☎098-888-1176
（相談員直通）



特定不妊治療費助成

特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）が助成対象です。

特定不妊治療費助成事業は、令和4年度からの保険適用に伴い、令和3年度をもって事業終了となりますが、令和4年度は保険適用移行期の経過措置として、**年度をまたぐ治療1回分**について助成制度を実施します。詳しくは、沖縄県地域保健課のホームページまたはリーフレットをご確認下さい。

先進医療不妊治療費助成 令和4年度新規事業

令和4年度から不妊治療は保険適用へと移行しましたが、一部の治療については保険適用外となったことから、保険適用外となった不妊治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費を助成する事業を実施します。詳しくは、沖縄県地